

町長日誌



(6月1日～30日)

6月1日	香取広域市町村圏事務組合議会全員協議会・臨時会(香取市)
2日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議総会(千葉市) 建設災害協力会打合せ会議
3日	香取郡市町会定期総会(香取市)
4日	子どもの人権を考えるつどい 騒音等対策協議会総会
8日	東総衛生組合旭グリーンパーク建設工事起工式(旭市)
9日～17日	多古町議会6月定例会
11日	文教・厚生委員会
13日	ふるさと多古町あじさい祭り
14日	開発特別委員会協議会
15日	空港対策特別委員会協議会
17日	老人クラブ連合会特選演芸会・芸能発表大会開会式
18日	(株)多古役員会議 町道染井・間倉線整備促進協議会総会
19日	都市と農村との交流事業ジャガイモ掘り体験会
20日	成田空港圏日本語スピーチ大会(成田市)
21日	肉牛生産組合総会
23日	やる気集団総会
24日	(株)多古定時株主総会
25日	まちづくりワークショップ発表会 千葉県学校農業クラブ連盟研究発表大会式典 農家組合長会議
26日	北総東部土地改良区設立40周年記念式典(旭市) ひかり学園後援会定期総会に係る講演火曜会通常総会
27日	(財)千葉県消防協会香取支部ポンプ操法大会(東庄町)
28日	千葉県森林組合香取事業所多古支部総会 交通安全協会通常総会
29日	自衛官募集相談員委嘱式 栗山川改修工事促進期成同盟総会(横芝光町)
30日	地域振興連絡協議会総会(成田市)



「あじさい祭り」であじさつする菅澤町長

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。

提出がない場合、以後の手当が受給できなくなりますので、ご注意願います。



児童扶養手当

■提出期間

8月2日(月)から31日(火)まで

■提出先

子育て支援課こども係(役場庁舎1階)

■対象者

次のいずれかに該当する18歳までの子(心身に一定以上の障害を有する子の場合は20歳未満)を監護している母または養育者

(詳細については、お問い合わせください。)

- (1) 父母が離婚した後、父と一緒に生活していない子
- (2) 父が死亡した子
- (3) 父に重度の障害がある子
- (4) 父の生死が明らかでない子
- (5) 父から1年以上遺棄されている子
- (6) 父が法令により1年以上拘禁されている子
- (7) 未婚の母の子
- (8) 父母ともに不明である子

お問い合わせ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

特別児童扶養手当

■提出期間

8月11日(水)から9月10日(金)まで

■提出先

保健福祉課健康福祉係(保健福祉センター)

■対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の子を家庭で監護している父母または養育者

(詳細については、お問い合わせください。)

- (1) おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する子
- (2) 療育手帳④、A、おおむねB-1に該当する子
- (3) 日常生活が極めて困難な精神障害のある子

※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。

- 障害を支給事由とする年金を受けているとき
- 児童福祉施設に入所しているとき
- 日本国内に住所がないとき

お問い合わせ●保健福祉課健康福祉係 ☎ 76-3185

8月から

父子家庭の方にも『児童扶養手当』が支給されます

『児童扶養手当』は、これまで母子家庭の方のみを支給対象としていましたが、8月からは父子家庭の方にも支給されることになりました。

8月分から11月分の手当は12月にまとめて支給されますが、父子家庭の方が手当を受給するには、町への申請が必要となります。

支給の対象となる方は、必ず**11月30日(火)**までに申請してください。

■支給の対象となる方

次のいずれかに該当する18歳までの子(心身に一定以上の障害を有する子の場合は20歳未満)を監護し、生計を同じくしている父

(所得による支給制限があります。詳細については、お問い合わせください。)

- ① 父母が離婚した後、母と一緒に生活していない子
- ② 母が死亡した子
- ③ 母に重度の障害がある子
- ④ 母の生死が明らかでない子
- ⑤ 母から1年以上遺棄されている子
- ⑥ 母が法令により1年以上拘禁されている子
- ⑦ 未婚の母の子



■申請方法

11月30日(火)までに、子育て支援課の窓口で申請してください。

【申請の際に必要なもの】

- 父と子の戸籍謄本
(外国籍の方は在留資格などが明記された外国人登録証明書)
- 父と子が含まれる世帯全員の住民票
- 父と子の健康保険証
- 印鑑
- 父名義の通帳

(このほか、世帯の状況によって必要となるものがあります。)
(詳細については、お問い合わせください。)



■支給時期

11月30日(火)までに申請いただくと、8月分から11月分の手当が12月にまとめて支給されます。

申請が12月以降になってしまうと、申請の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

■支給額(月額)

所得や子の数によって異なります。詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412